

るといふことになると思うのですが、これでもいいかどうか、一体どういふふうな努力を今までやってきたのであるか、予算要求なり何なり努力を払って、しかも一億八千万くらいの予算しかとれないという事情、これを一つ承わりたい。委員会に対しては、調査費についていろいろの見込みを出してありますけれども、これはただ見込みであって、それだけの予算の獲得のために、一体企画庁としてはどれだけの努力を払ったのであるか、どうも私は非常にその点を疑問に思うのです。大臣は知らなかったのではないかと承わりますが、その辺のところを承わりたい。

○高橋国務大臣 私どもも、各方面の調査によつて、それがまことに欠陥が出ておるといふことは、従来知っておったわけなのであります。これはどういふふうによつたらいいか、果してどのくらいの調査費用を要するのだというふうなことも、よくわからなかつたと言われれば、まことにその通りで、はなはだ私はうかつだと存するわけでありまして、よくよく最近に至りまして、どれだけの費用がかかるかということ、がわかつたようなわけでありまして、今後はできるだけこのような事実をとりえまして、予算の獲得等につきましても努力いたしたいと存じます。

○北山委員 とにかく日本の国土の総合開発という問題を考えたのは、昭和二十五年ですが、そのころで、その前の戦時の始めころから、やはり同じような考え方があつたはずなんです。ところが、今に至るまでそのようなまことにあき果つた状況なんです、が、何としても外国の場合と日本の場

合と、土地の利用の状況を見れば、すぐわかると思うのです。日本は狭いといつておりながら、山林の面積の比率が非常に高いので、六〇%かあるわけなんです。ところがアメリカとか、もともと日本よりも広いところですから、耕地面積といふものがもつと日本よりも広がって、山林が少いわけなんです。山林の比率が少い。だから、この数字をもつてみれば、日本はその狭い国土ですら、その土地の利用について今まで怠慢であつた、十分利用してなかつたと言われても、やむを得ないと思うのです。こういう統計は、当然政府としてはすでにわかつていなければならぬのです。未利用地を利用するためには、やはり土地の実測といふことを当然考えなければならぬ。これは高橋さんばかりではない、今までの歴代の政府の大きな怠慢だと思ふのです。

そこで、今気がついたと言われるのですが、この資料をいたさないと、三百億かかると思ふ。一体どういふふうによつてこれから実際の調査を進められるか、もう少し具体的に、なところを承わりたい。と同時に、今まで国土調査をやつて、各市町村等に補助金を出しているわけですが、どの程度に進んでいるか、これもあわせてお伺いしておきたいのです。

○高橋国務大臣 この三百億という費用を要することが、よくよくわかつたわけでありまして、これだけの大きな予算を見れば、一年にかりに三億とつても、百年かかるわけでありまして、しかし予算措置等から考えまして、もう少し有効適切にこの結論を得られる工夫はないだろうかといふことを、ただいま検討いたしております。どういたし

まして、全体の数字を把握すること、が根本の問題であります。それに大きな費用を要するといふことになれば、必し迫つた問題といたしまして、必要欠くべからざる点からでも重点を置いて、調査にかかろうではないかといふふうになつていまして検討をいたしております。

なお、第二の御質問の、各方面の調査の総合いたしましたことにつきましましては、事務局の方から御報告申し上げます。

○植田政府委員 国土調査は、御承知の通り基準点の測量と地積調査の二つになつておるわけでありまして。基準点測量は、地理調査所が従来五万分の一を作り出すために必要といたしまして三等三角点の中に、四等三角点を作つておるわけでございます。この点数が、この法律実施以来二十九年度までに一万八百九十一点、三十年年度の予定は千七百点でございます。地積調査の方は進捗度は非常におくれておりますが、二十九年度までに千三百平方キロ、三十年年度に九百七十平方キロを実施する予定でございます。

○北山委員 そうすると、国土調査法によつて、一億八千万の予算の中から、これは補助金として市町村にやるのは一億三千万ですか、この方法によつて何カ市町村ぐらゐるをやりますか。

○植田政府委員 ただいままで申し上げましたのは平方キロで申し上げておりますが、これは町村の数字をただいま持ち合せておられますので、まことに申しわけございませぬけれども、町村を全部一括してやる場合でございます

んで、その中の一部をやる場合もございまして。三十一年度におきましては、ただいまお話の一億三千万の金でございしますが従来やつておりました府県につきまして、継続して実施して参りたいと思つております。

○北山委員 これは国有林野について、も同様だと思ふのです。国有林の方は、たしか数年前にある程度の調査をしたやうであります。昭和二十九年に立木の評価をやつた結果、現在国有林の立木資産といふものは五千五百億になつております。民有林の方の財産も、これに匹敵するものではないかと思ふのです。ですが、国有林野の方の調査も実は私、完全にやつておるかどうかが非常に疑問だと思ふ。民有林に至つてはそのような状態、しかも伝えられるところによれば、民有林については実測をする五〇%どころじゃなく、二倍にも三倍にもなる、ある場所においては十倍にもなる、平均四、五倍になるといわれておるのです。だから、百町歩あるものが、実際は五百町歩もあるといふようなことに、調べればなつてくるわけなんです。そうして、日本人は日本の国土の中にある、特に山林の資源の実態をつかまえていないのだ。またその利用方法についても考えておらぬのだ。これは非常に重大なことだと思ふのです。従つてこの問題は、単に政府ばかりではなくて、国会としても、この委員会等でも国土総合開発の促進をするために、その基礎となる国土調査の促進のための決議をやつてもいいくらいに思つておる。それは、と重大だと考えるのですが、そこで、あとでこの委員会、あるいは国会の本会議等、国土調査の促進に関する決

議というやうなものでもつて、一つ政府のしりをひっぱらう、この重大な問題、しかも忘れられていた問題を進めていただかなければならぬ、私はかように考えるわけでありまして。

次にこれに関連いたしまして、国土調査法という法律があるわけですが、その法律を見ると、このように重要な国土調査を、国の責任によつてやるという考え方に立つておらない。地方の市町村に頼むとか、あるいは土地改良課に頼むとか、あるいは、そういう団体でやりたいものがあつたならば申請してこい、補助金を出しますよ、などという人まかせのやうな考え方に法律がなつておるのですが、これについて、はどのようによつて責任をお考えですか。

○高橋国務大臣 これはできるだけやはり国の責任を重くするやうにしていただきたい、各地方にまかしておいて、そのものじゃないと思つておるわけでありまして、地方庁において希望があるからそれだけやらす。希望がないところはやらぬといふことになれば、総合的の調査は何ら意味をなさぬことと存じますから、将来の責任において実行し得るやうにこれを改正いたしたいと存じます。

○北山委員 率直な御答弁でございますが、これもまた先ほど申し上げたところに関連をしての重大なことだと思ひます。市町村の中には、やはりその市町村内のいろいろな地域の開発なり振興をやるために、進んで国土調査をやろうという熱意のあるところがありまして、そして、そういう団体が積極的にやつておる。ところが補助金が少い、金は相当かかるというので、四苦八苦しておる状況なんです。これはや

はりというように地方の団体まかせにしておるから、国土調査が進んでおらない、また寒湖の方も進んでおらない、こういうふうに考へるのです。ですから、思い切つて、今大臣のお言葉を具體的に早く案を立てまして、そして法律を改正するなり、あるいは思い切つた予算をとるなり、そのようにして、日本の土地資源というものをますます早く正確に把握する、これが重要である、こういうふうに要請しておくわけでありま

はなはだしいものだ、こう存するわけでごさいます、これは急速に進めたいというふうに私は考へておつたわけなのでございます。

○北山委員 この土地と、それから地下資源、特に海底の資源なども含めて、一般的に資源調査といふことは、われわれ日本にとつて当面最も重大な問題の一つだ。と同時に、こういう調査をやることによつて、現在学校を終わつても仕事がないというふうな、いわゆる知識階級に仕事を与えることができる。この表にもございしますが、技術者、延べでも百三十五万人、その補助者が千四百方、人夫三千五百万というふうな、たくさんの人に仕事を与えることができる。その仕事は、また国の建設のために役に立つ仕事になるというふうな、当面する知識階級の失業対策といふことも、雇用の拡大にまたあわせて役立つというふうな二重の意味を持つておりますので、一つこれは政府、特に経済企画庁としては真剣に考へていただきたいと希望いたしておきます。

それから次に国土総合開発についてであります、いろいろな計画が今たくさんあるわけですが、総合開発法に基づく特定地域については、すでに決定しておる部分が十九もある。調査中のものもまだそれ以外にあるというふうな都合になつておりますし、また道路あるいは治山治水、港湾、漁港、みなそれぞれあるわけなんです。そういう計画といふものを合せてみますと、莫大な事業費に上ると思ふのです。国土総合開発法に基づく特定地域の計画だけを、この配付された資料によつて、見ても、十九の特定地域だけでも事業費が

一兆九千億、それから調査地域を入れますと、さらに一兆二千億、合せてこの特定地域関係だけでも三兆円に及ぶわけなんです。それ以外に各省で作つておるいろいろな調査、それから町村合併等で市町村がやつております建設の計画、あるいは莫大な建設計画といふものとこれは莫大な建設計画といふものが、そういうものがあるのですが、一体そういうものを、経済企画庁としては、どういうふうなことをなしていかつてもいふか。少くとも国土総合開発法に基づくだけでも三兆円というふうな事業費を伴う計画を作つて、最後にはこれをどうするつもりであるか、これを一つお伺ひしておきたい。

○高橋国務大臣 基本的の調査等におきましては、これは政府の予算の許す限りにおいて、政府の責任においてこれを実行していきたいと存じます。が、この実際の開発いたします面につきましては、できるだけこれは採算というものを、できるだけ採算ならぬ、こういうことを原則だと存じますから、かりに食糧増産計画にいたしまして、またはそのほかの山林開発にいたしまして、地下資源の開発にいたしまして、この問題につきましては、できるだけ民間資本を動員するというふうな方針をもつて進みたい、こう存じておるわけでありまして、それについて、あるいは何かの金融の道をつけやすいような方法を講ずるといふことにいたしまして、限りある国費の予算をもつて、それだけの大きな仕事をまかなつていくということには困難性がある、こういうふうな感じでありまして、できるだけ民間資本を利用いたしたい、こういうふうに考へて進みたい

と存じております。

○北山委員 しかし、今申し上げたようないろいろな計画の事業費といふものは、今お話をうな一般的な常識的な話だけでは、何ともならないんじゃないか。むしろ諸計画の調整といふことがまずもつて行われて、しかる後に実施の方法なり、そういうものが立てられ、実施ができるというのであつて、今のようない般的な考へですと——これはしろとなら、それでもいいと思ふんですが、しかし、少くとも総合開発の本案が、そういうふうな計画としたお考へでこの皆さんの計画をこなすといふことは、私はどうも物足りない以上だ、まことに残念に思うのですけれども、実際の政府の行政として、こういうふうな法律があつて、計画がどんどん出てきておるのです。これをどうするのであるか、もう少し事務的なお考へを承りたいのです。

○高橋国務大臣 この開発につきまして、主として公共事業に属するような、電源開発をするとか、治山治水をやるとか、あるいは道路を作るとか、そういう方面のことにつきましては、これはもちろん政府がこれに対して予算を各省に配賦いたしまして、各省の責任においてこれを実行させることにいたしたい、こう存じておりますが、えきまして、また実施段階におきかきまして、総合性を欠く点が非常に多いわけでありまして、その点につきましては、経済企画庁が中心と相なりまして、計画段階においても、実行段階においても、総合的な調整をとつていきたい、こう存するわけでごさいますけれども、今回ごくわずかでございすけれども、大体五億円の予算をちょうだいいたしまして、総合開発の調整をするといふことを経済企画庁は実行いたしたいと思つておるのであります。本年はその初めの試みでありまして、わずか五億ではあります、この利用価値のいかんによつては、さらにこれを増額いたしたい、こう存じておるわけでありま

ども、大体五億円の予算をちょうだいいたしまして、総合開発の調整をするといふことを経済企画庁は実行いたしたいと思つておるのであります。本年はその初めの試みでありまして、わずか五億ではあります、この利用価値のいかんによつては、さらにこれを増額いたしたい、こう存じておるわけでありま

○北山委員 しかし、今申し上げた特定地域の調査地域の分だけ見ても三兆円になるんですよ。三兆円になる計画をそのまゝにして、ただ五億円それらの調整費を置いて今のお考へを実行に移されるということとは、これは計画的でもなければ、合理的でもないと思ふ。むしろ各特定地域の計画、それから今後の調査地域の計画、こういうものを総合的な観点に立つて、いろいろの実施方法を考へて、そこで初めて経済効果といふものが生まれてくるのであつて、それを、ただ出てきた計画をそのままにしておいて、五億や十億の調整費で調整をするなんという考へは、どうも企画庁長官として私はとらえないのですが、それでいいのですか。

○高橋国務大臣 理想的に申しますれば、計画にいたしまして、実施にいたしまして、一つの頭でやるということとはこれは理想であると存じますけれども、現在におきましては、食糧増産は農林省がやる、そのほかの治山治水、道路計画等は建設省がやるという工合に、実施機関がそれぞれあるものでございまして、その方面に実施なり計画はまかせて、経済企画庁はこれを総合する仕事をやる、こう考へておるわけでありま

○高橋国務大臣 私も御同感でありまして、現在までの地下資源の問題につきましましては、大抵民間の人たちが営利、採算というふうなことから地下資源を調査するというのがほとんど主体でありまして、国家としては、これをどういうふうなまゝとめていくかといふことをやつておるだけであつて、国自身が国の責任において地下資源をどれだけ調査したといふことにつきましては、遺憾ながら私は非常に不備だと存じます。最近におきましては、東北地方なり、北海道の地下資源というふうなことを考へますときに、この欠陥は最も

はなはだしいものだ、こう存するわけでごさいます、これは急速に進めたいというふうに私は考へておつたわけなのでございます。

それから次に国土総合開発についてであります、いろいろな計画が今たくさんあるわけですが、総合開発法に基づく特定地域については、すでに決定しておる部分が十九もある。調査中のものもまだそれ以外にあるというふうな都合になつておりますし、また道路あるいは治山治水、港湾、漁港、みなそれぞれあるわけなんです。そういう計画といふものを合せてみますと、莫大な事業費に上ると思ふのです。国土総合開発法に基づく特定地域の計画だけを、この配付された資料によつて、見ても、十九の特定地域だけでも事業費が

と存じております。

○北山委員 しかし、今申し上げた特定地域の調査地域の分だけ見ても三兆円になるんですよ。三兆円になる計画をそのまゝにして、ただ五億円それらの調整費を置いて今のお考へを実行に移されるということとは、これは計画的でもなければ、合理的でもないと思ふ。むしろ各特定地域の計画、それから今後の調査地域の計画、こういうものを総合的な観点に立つて、いろいろの実施方法を考へて、そこで初めて経済効果といふものが生まれてくるのであつて、それを、ただ出てきた計画をそのままにしておいて、五億や十億の調整費で調整をするなんという考へは、どうも企画庁長官として私はとらえないのですが、それでいいのですか。

○高橋国務大臣 理想的に申しますれば、計画にいたしまして、実施にいたしまして、一つの頭でやるということとはこれは理想であると存じますけれども、現在におきましては、食糧増産は農林省がやる、そのほかの治山治水、道路計画等は建設省がやるという工合に、実施機関がそれぞれあるものでございまして、その方面に実施なり計画はまかせて、経済企画庁はこれを総合する仕事をやる、こう考へておるわけでありま

仕事を一体何年でもやるわけですか。そういう根本のところがなければ、これは実行に移すわけにいかないんじゃないですか。ただ、できるだけのことをやるんだというだけでは、これは計画とは言えないんじゃないですか。計画を立てる意味がないんじゃないですか。そういう根本のやり方を聞いていられるんですよ。三兆円というのは膨大な金額でありますし、それと国力という問題もあるでしょう。その緩急の順序がある。だから、各特定地域の計画は一体どういう順序で、どういうふうにしてやるか、こういうことが必要になってくると思うのです。しろうとが考えてもそれだと思ふ。企画庁は、これを一体どういうふうにあんばいされるのでありましょうか。

○高橋國務大臣 ただいまこの手元にあります材料でいたしますと、大体特定地域におきましては四千二百四十二億、こういう数字が出ておりますが、これは大体十年でやる、こういうふうな現在の計画なのでございます。なお詳細のことは開発部長から御説明を申し上げます。

○植田政府委員 ただいままで総合開発審議会で決定した計画は十六億でございますが、今年度の予算編成までに間に合つた地域は、その中の十二億でございますので、十二億の計画で申し上げますと、十二億の決定しました事業費総額は四千二百四十二億円でございまして、これは全部が公共事業費のものではないでございますが、A種公共事業と称しておる国費、地方費の支出によるものが二千七百一十一億、B種公共事業と申しまして、電源開発でありますとか、あるいは鉄道の建設でございまして

か、改良でございまして、そういうB種公共事業が千五百三十一億でございまして、いずれも計画はこれを十カ年計画というふうにいたしてありますので、これを十で割りますと、A種公共事業で申し上げますと、二百七十一億の予算をこの十二の特定地域に使わねばならぬということに相なるわけでございまして。ところが、御承知の通り特定地域分として、事項の決定についておる金額が六十七億でございまして。それに事項決定になってないものも加えますと、百億程度になるものと予想されますので、そういう意味からいいますと、審議会で決定された計画に比較いたしますと、すなわち当初の予定に比較いたしますと、三分の一を少し上回る程度のところになる、こういう実情に相なっております。

○北山委員 三分の一くらい進捗しておるのですが、公共事業の分だけでなく、一応計画に乗っておるのですから、経済企画庁の建前からするならば、単に国費の分だけに責任があるものであって、それ以外の分は、ただ計画に乗せるだけだというわけには参らないのじゃないかと思ふのです。総合的な資金計画なり、そういうものの中に、みな入ってこなければならぬわけですから、そういうことを考えるならば、これは問題だと思ふし、また特定地域の計画が次々と出されてくれば、お早いが勝つということになってくる。そういうことも計画的でないじゃないか。やはり国の、これだけの何千億なり、あるいは何兆円なりの事業をやるのですから、それは國家的な見地から取捨選択をしなければならぬのではないかと。それで総合開発法のやり

方は、地方から計画を出されて、そして早い順序で審議会にかけてその計画を決定していく。そして計画の中の一部だけは予算をつけていくというふうな、受けて立つような気持ちで今の総合開発が行われておるのではないかと。ここに私はまた同じような問題があると思ふのです。これだけの膨大な事業計画というものを、単に地方的な問題として、国はその計画に対して補助金をつけるというふうな考え方で、この総合開発が行われていくのか。そうでなくて、必要とあれば、かりにその地方が計画を作らなくても、政府から出かけていって、計画を作るといふところまでいかなければ、ほんとうの国土総合開発でないのじゃないかと思ふのですが、今までのままでよいものかどうか。こうなれば、さらに調査地域がどんどんふえて、それを一々決定して、膨大な事業費のうちの一部を予算にできるだけつけるということではない。たまた、これは何年たつても総合開発なんかできないと思ふ。こういう今までの行き方ではないか。その根本の考え方を一つ長官から承りたいと思ひます。

○高橋國務大臣 国全体といたしまして、全面的にこれをながめて、そして順序をつけていくことが私は正當だと存じます。地方から出てきたからといって、地方の熱心さによつて、これだけを先にやるというふうなことは、やらないつもりでございまして、それがために国土総合開発審議会というものを設けて、検討いたしておるようなわけなのでございまして、そういう愛はないと私は存じております。

○北山委員 今のお考えが正しいとするならば、現在の国土総合開発法の基本を変えていかなければならぬと思ふ。今の総合開発法は、地方から自主的に計画を出させて、それを中央で審議会にかけて決定するというふうな、あくまで受け身なんです。そして総合開発というものは、何か地方的な利害にのみ関係するもので、国はすわつておつて、これに適當なりと認めただけの補助金を出すというふうな、のんきな考え方をしておる。こういう考え方のもとに、今までの総合開発法が立つておる。これを改める意思はないかどうか、これをお伺いします。

○高橋國務大臣 お説のごとく、法律が地方から出てきたものをまず取り上げるというように相なつておりますことは、欠陥だと存じておりまして、やはり國家の意思によつて、全体を総合的に考へてやるべきものだと思ひております。

○北山委員 私は、国土調査法にしても、国土総合開発法にしても、そういう点が不満でありますし、またそれが、国土総合開発が進まない大きな原因だと思ひます。と同時に、今の総合開発法というのは、計画法であつて、実施法ではないのです。だから、補助金の率があつて書いてあるくらいは書いてあるが、その計画をどう実施するかというところはさっぱり書いてない。いわゆる実施法がないのです。この実施法を加えて、法律を根本的に直すお考えがあるかどうか。そうしなければ、次から次へと新しい計画を作らなければならない。そういう考え方は一向進まないから、これを促進するために、実施的な部分についての必要な

諸規定をこれに加えるお考えがあるかどうか、これをお聞きしたいのです。

○高橋國務大臣 お説のごとく、現在の国土総合開発法というのは調査法でありまして、これを実施法に変えていくということは必要だと存じておりますが、それにつきましては、各省との間の連絡をよくとり、総合いたしました考慮いたしたいと存じております。

○北山委員 大臣から肯定的な御返答だけを得たわけで、大へんけっこうなことでありまして、次にお伺いしたいのは、北海道等にも関係がありますが、最近、農地の機械開発のために、外資を入れていくというふうな計画があるわけなんです。世界銀行等から金を借り入れる。それからまた一方では、余剰農産物を入れて、その処分した円資金でもって、農業開発をやるというふうな計画が北海道にもあるわけなんです。その計画を見ますと、愛知用水にしても、世界銀行から借りてくる分は、全体の所要資金のうちほんの一部なんです。三百十億ばかりかかるうちで、たしか三十六億しかないのです。それから北海道等についても、おそらく同様な率だと思ひます。そういうふうな少額ばかりの金を借りなければ、われわれの祖國の国土を開発できないものかどうか、私はこれは非常に残念に思ひます。機械だつて、あのくらの土地を耕す程度の機械を日本で作れないことはないと思ひます。それを、わざわざ世界銀行の調査団に来て見てもらはなければ、農業開発ができないなどという情ない国じゃないと思ひます。どうして農業開発についてこういうふうな外資を入れないければならぬのですか。

○高橋國務大臣 余剰農産物を受け入れます結果、比較的長期にわたって低金利の金を使える、こういうものを農業開発に使うという事は、利息の負担という点から考へてある程度必要であると思ひますが、世界銀行の借款につきましても、機械類等におきましても、日本において自給し得るような機械である場合には、必ずしもアメリカから持つてくる必要はない。従つて、世界銀行の借款というものは、外国から技術なり機械を輸入するときのみは限定されておるようでありまして、こういうものは今後あまりたくさん利用する必要はないだろう、私はこう考へております。そういうわけでごさいます、今愛知用水のお話がございましたが、愛知用水のごときは、新しい機械で新しい技術を持つてきたい、こういうふうなことから考へられたことであります。また北海道にいたしましても、實際問題といたしまして、新しい技術なり、新しい機械を持つてこなければならぬ、こういうふうな必要があつた場合には、世界銀行から借りるということも一案かと存じておりますが、そういう必要がないものにつきますしては、これは全部日本の自力でやつていきたいと存じております。

○北山委員 そうすると、北海道の根室、釧路あるいは青森県、ああいふところの機械開墾というものは、必ずしもアメリカから機械を買わなくても、ある程度の機械は日本でできる、こういうふうに考へるのですが、どうでしょう。そうすると、大臣は、北海道や東北等のそういう機械開墾については、なるべく外資でなくて、国内の資金あるいは技術でやりたい、こういうお考へと承つていいでしょうか。

○高橋國務大臣 ただいまお答え申し上げました通りに、これは技術上の問題でございまして、個々について検討をしなければ、私はどうこういふことは申し上げかねますけれども、外国の技術でなくていい、また外国から機械を持つてくる必要がないという場合には、国内の技術、国内の機械でやつていきたいと存じております。特に最近私の感じましたことは、ここ数年間と比較いたしまして、日本の開墾用の機械、特にアース・ムービング、土地を動かす機械はよほど格段の進歩をしたように存じておりますから、大体のものは日本でできるかと存じておりますが、専門の機械になると、これは一々私の意見を申し上げることはできないわけでごさいます。

○北山委員 それから、先ほど世界銀行等から金を借りれば、利子が安いというふうなお話でありましたが、利子が安いから世界銀行から金を借りる、こういうことであります。高橋國務大臣 私は余剰農産物の話を申したのであります、世界銀行の利子は必ずしも非常に安いとは考へておりません。五分近くの利子を払つてやることでありますし、かつ大体が外国から物を輸入する場合に借りることでありまして、私はそんなに安いものとは考へておりません。

○北山委員 利子が安いからということは、私は当然に思ふのです。利子を安くしようと思へば、やはりできないこととはないんで、ほかの造船等については、安い利子で、利子補給をして、しかも莫大な金を貸したことは御承知の通りなのです。だから、造船についてやれるものならば、農業の機械開墾についてもできないはずはない。ただ、やろうと思はないだけだ。その分については、外国の資金を入れるというふうなことは私は当然に思ふのであります、いかなる点から見ても、私は農業の開墾については、何も外国の資金を、アメリカの資金を入れなければ、できないというものは、ないと思ふ。ところが、地方では世界銀行の調査団でも来れば、それで初めてできるものだというふうな考へ方を持つておるところが多いのです。これはむしろ日本政府を期待しないで、外国の力によつておくれおる国土の開墾をしようという考へ方で、私は非常に危険だと思ふのです。特に外資にはいろいろのひもがついておるわけなので、火力借款についても御承知の通り、いろいろの好ましからざる条件がつけられておるのですが、今度の農業の開墾の機械開墾等については、やはり同じような条件づけられるのじゃないかと私は心配するのです。その点は大丈夫ですか。

○高橋國務大臣 世界銀行から借款をいたしますにつきますしては、おそろく火力借款と同じだけの条件はつけられるというところを、考へなければならぬと存じております。

○北山委員 そうすると、特にこういう公共的な事業——ああいふ発電所等の事業は、事業として一つの民間的な企業でありますから、まだしものこと、土地にくつついた、しかも公共性を帯びたような農業の開墾等については、あの火力借款と同じような条件で、世界銀行等から金を借りるという

ことは危険である、危険というか、好ましくないといふ大臣はお考へになつておるわけですね。

○高橋國務大臣 先ほど申し上げました通りに、その問題はケース・バイ・ケースで考へていきたいと存じておりますから、これは全面的に、そういうふうな世界銀行の借款をしないということ、ただいま私ははつきりここで申し上げかねるわけなのであります。が、現在やつております北海道の開拓、青森の開拓等は、余剰農産物の金を持つてくる、こういうことで、あれは一部分着手されておる、こう存じておるのであります。余剰農産物の問題につきましましては、これは日本政府の自主的の考へ方で実行することになつておりますし、また外国から物を買わなければならないということもありませんし、しかも、これに対する金利というものは、世界銀行よりも非常に安くなつておるわけでありまして、これは実行に移されますが、それじゃ農業開拓について今後世界銀行の金を借りないかというところについては、私はただいまはつきり借りないということとは申し上げかねるわけでありまして、

○北山委員 大臣は、農業開墾についてもおそろく火力借款と同じような条件になるだろう、と言われたのです。その条件については、私から申し上げるまでもなく、電力行政そのものを制約するような、あるいは日本の国の財産や、そういうもののいろいろな制約を加えるような条件がついてゐるわけなんです。あれと同じような条件が、農業開墾についてくつくとすれば、私も好ましくないと思ふのですが、ああいふ条件ならば大臣は好ましくない、こういうふうにお考へになつてゐる、どう了解していいわけですね。

○高橋國務大臣 火力借款の場合を考へてみますと、これを貸す世界銀行というものは、なかなか、悪くいえば因業と言へましようが、一つの国の会社でなくて、株主が世界各国にあるわけでありまして、株主に對する責任上、この責任を借りた国に持たすというふうなことに相なつておりますから、借りる方の側になつてみると、非常に過酷な条件がついてゐるわけなのであります。借りるということになれば、この条件はやはりのまなければならぬ、こういうことは覚悟せなければならぬと存するわけでありまして、そういうふうな意味からいつてもこれは相當慎重に考慮しなければならぬことだ、こう存じております。

○北山委員 余剰農産物についてもいろいろの問題はあるのですがこれはもうおいておきます。

あと二、三お伺ひしたいのですが、機構の問題であります。今政府では、行政審議会の答申に基いて、御承知のように建設省と自治庁を一緒にして内政省というふうなものを設ける、こういうふうな構想のもとに、いろいろ検討してゐるやに聞いておるのです。こういうふうな、いわば地方自治行政の指導的な機構と、それから建設面を担当する事業官庁といふことは、そういうものと一緒にするといふことは、それはできないことではないかと思ふけれども、少くとも建設という面から見れば、やはり後退になりはしないか、こういう点をわれわれお考へるのですが、大臣はああいふような内政省のフ

ランについて、どういふふうなお考えを持っておるか、それをお伺いしたい。

○高橋国務大臣 この問題は一長一短ありまして、見る人によって非常に意見が異なっておりまして、政府自体におきまして、今相当考慮しておることもありますが、先におきまして、その点は慎重に検討いたしておるもので、党との調整をとりまして上においてこれをいづれかに定める。ただいままで検討中でありまして。

○北山委員 大臣はどのようにお考えかを承りたいのです。というのは、ああいうふうな具体的案があるわけでありまして、それについての国土開発という企画官庁としての今の立場から、好ましいものかどうか、いろいろな御見解があると思うのですから、それを承りたいのです。少くとも私から見ると、建設省と自治庁を一緒にするということは、やはり建設という仕事を、地方団体の仕事、地方自治体の仕事、主としてそういう仕事とみなしてやる、こういう考え方が入っていると思うのです。要するに、自治行政の中での建設ということでありまして、そこで、やはり地方団体に主として建設の仕事をやらせるといふような考え方に立たないと、ああいう構想は出てこないのではないかと思うのです。そうでなければ、やはり直轄の事業系統というものを別個に持たなければならぬような感じがいたします。少くともそういう考え方は、建設あるいは開発という仕事をより発展させるという考え方とは、逆行するのではないかと、こういうふうに心配するわけなんです。そういう心配がないかどうか、大臣はどういうふうにお考えか。この

国土開発という面から、一つ内政省の案についての御見解があると思うのですが、それを率直に申し上げたいかたいたいのです。

○高橋国務大臣 国土総合開発の観点からいたしまして、現在の自治庁と建設省が分れておった方がいかに、あるいはこれを一本にした方がいかに、ということに相なりますれば、私は総合的にこの計画を立てるといふことにつきましては、何ら変りはないと存じております。

○北山委員 しかし将来の内政省というものは、やはり地方自治体の指導といたしまして、育成というふうな角度からの建設を考えると、私には総合的にこの計画を立てるといふことにつきましては、何ら変りはないと存じております。

○高橋国務大臣 それは私は一面の理屈だと存じます。これはよく検討したいと思っておりますが、実行をする面になりますれば、やはりどうして

も地方に頼まなければいけないことに相なります。あるいは建設省に頼む、それが今度合併したら内政省に頼むというように相なりますから、私はえらい変化はない、こう存じておりますが、ただいまの御意見は、私はよく参考として承ねることにいたしたいと思っております。

○北山委員 それから総合開発の仕事の中にありますが、国土総合開発法の第二条、定義のところの第三号の中に「都市及び農村の規模及び配置の調整に関する事項」という言葉があるのは、どういふふうな仕事をお進めになつておるか、承りたい。

○高橋国務大臣 これは私は非常な重要な問題と存じて、計画を作るときにはこれを根本にしたいと思っております。特に人口の配分というふうな点及び工場等の立地条件というふうな点から考慮いたしまして、総合的に各方面の数字を検討いたしまして、計画を立てておるわけでありまして。

○北山委員 産業の立地という問題については、その次の第四号にあるわけでは、都市及び農村の規模及び配置といふことは、もっと違っているのじゃないかというふうに思うのですが、これについて何か企画庁で計画をしたものでも、実績でもあれば、承りたいと思っております。これは地方の都道府県等、総合開発計画、地域計画を作る場合には、なかなかここまでは及ばないのです。しかし総合開発にとつては非常に重要な事項だと私は思うのです。この事項がどういふふうに地域総合開発計画の中に生かされておるか、企画庁はどういうふうなこれを処理しよう

としておるか、一般的なことを承ねたいのですが、今の大臣の御答弁では、どうも少し漠然として、産業立地のようない問題でもあるし、どうもはっきりしないのです。もう一ぺん承ねたい。

○植田政府委員 二条に書いてありますのは、国土総合開発計画の中に盛り込むべき事項でございます。これは、全国計画、地方計画、府県計画、特定地域計画を通じての問題でございます。御承知の通り企画庁といたしましては、後進未開発であります特定地域の開発から手をつけておりますために、ただいままでの特定の地域におきましては、三号の色彩は必ずしも明確ではございませんので、ただいまの御質問の出るのには当然のことかと存じます。ただ先日この委員会でも申し上げましたように、われわれといたしましては、全国の開発計画を八つの地域にブレイク・ダウンいたしましたものを作るといふ必要性を痛感いたしました。ただいまその準備作業中でございますので、その全国の計画をブレイク・ダウンする段階に参りますれば、この三つの項目というものは、どうしてもはつきりと打ち出していかなければならないと心得ておる次第であります。

○北山委員 そうすると、この事項は地方の行政区画という問題に関連してくると思うのです。それから今までの農村の生活の形態、たとえば農村の形態であるとか、農村の形態であるとか、あるいはその都市と周辺の農村との関連とか、そういうものもあわせ含んだ計画にならざるを得ないと思うのですが、これについては今までのところは何も実績はない、これからおやりになる、こういうわけでございますか。

○植田政府委員 ただいまのところ、全然これに触れてないというわけではございませんが、特にこれを取り上げて、その問題だけを系統立った計画としておるものがないという意味で申し上げておきました。今後の問題として、全国総合開発計画を作り、これをブレイク・ダウンする段階におきましては、この問題は十分考慮しなければならぬ。たとえば一つの工場ができた場合に、その工場の労働者をその都市に住まわすべからず、それとも近傍の農村から通勤制度によるか、こういう問題も、同時に考慮いたさねばならぬ問題と承ねております。

○北山委員 それから今のお言葉の中に、今までは後進地域の開発計画をやっておったから、この問題はあまり触れる必要がなかったようなお話があったのですが、しかし私はそんなものではないと思うのです。一つの例を出せば、道路の問題でも、道路の密度が高いほど文化が進んでおる、開発が進んでおるといわれておるのです。ところが、そうではなくて、道路が多過ぎてじゃまというか、不経済だといふ場合もあり得ると思うのです。道路の整理といふことも、あわせて考えなければならぬじゃないか。だから、後進地域に道路網が不足だといふふうに単純に考えて、すでに開発地域においては道路の密度が高度化しておるのだから、これは差をつけられないんだ、という簡単には言えないのではないかと、むしろ東京から東京の周辺にしても、道路が乱脈である、あるいは多過ぎるということも言えるかもしれない。もう少し整理をする、道路をよけい通すのじゃなくて、道路付近に町なり村な

りを集団させるというふうなことも、あわせ考えなければならぬのじゃないかというところになれば、後進地域であるが、既開発地域であるが、やはり質的には、われわれが考えておる総合開発という意味においては、やり方は違ふかもしれぬけれども、同じだと私は思うのです。日本の国のようなところは、北海道にしても純粋な処女地ではない、未開拓地ではない。未開拓地ならば、あんなふうな災害が起るはずはないと思うのです。ああいふふう

て、国土総合開発についても、そう考へるのが正しいと思つておるのです。この考え方について一つ大臣から承りたいと思ひます。

○高橋國務大臣 この国土総合開発という問題につきましても、従前未開発地域というところを取り上げられておりまして、それを考慮しておつたということは事実でございますが、しかし未開発地域を開発するについては、やはり国家全体、国土全体からの問題を見なければならぬ。その点から申しますと、今度の経済五年計画は、見方によりますれば、国土の総合開発をするというところの一翼でございますが、その点から申しまして、この五年計画におきましては、ただいま御指摘の第三案というものは一番重要な点だと存じまして、各産業別、各地方別等について計画を立てるということになりま

すれば、自然都市と農村との関係、こ

ういふふうなことが織り込まれていか

なければならぬということに相なりま

すから、全国総合的に五年計画を

立てますにつきましては、御指摘のこ

の第三案はこれを実行していきたい、

こ

う存じておるわけでありま

す。

○北山委員 そういふ考え方に立つと、今度国会に提案されました首都圏整備法案、それなんかはやはり国土開発の中の一環として、この委員会で審議する方が適当じゃないかというふう

に思ふのですが、首都圏整備法案につ

て、国土総合開発についても、そう考へるのが正しいと思つておるのです。この考え方について一つ大臣から承りたいと思ひます。

○高橋國務大臣 この国土総合開発という問題につきましても、従前未開発地域というところを取り上げられておりまして、それを考慮しておつたということは事実でございますが、しかし未開発地域を開発するについては、やはり国家全体、国土全体からの問題を見なければならぬ。その点から申しますと、今度の経済五年計画は、見方によりますれば、国土の総合開発をするというところの一翼でございますが、その点から申しまして、この五年計画におきましては、ただいま御指摘の第三案というものは一番重要な点だと存じまして、各産業別、各地方別等について計画を立てるということになりま

すれば、自然都市と農村との関係、こ

ういふふうなことが織り込まれていか

なければならぬということに相なりま

すから、全国総合的に五年計画を

立てますにつきましては、御指摘のこ

の第三案はこれを実行していきたい、

こ

う存じておるわけでありま

す。

○北山委員 そういふ考え方に立つと、今度国会に提案されました首都圏整備法案、それなんかはやはり国土開発の中の一環として、この委員会で審議する方が適当じゃないかというふう

に思ふのですが、首都圏整備法案につ

て、国土総合開発についても、そう考へるのが正しいと思つておるのです。この考え方について一つ大臣から承りたいと思ひます。

○高橋國務大臣 この国土総合開発という問題につきましても、従前未開発地域というところを取り上げられておりまして、それを考慮しておつたということは事実でございますが、しかし未開発地域を開発するについては、やはり国家全体、国土全体からの問題を見なければならぬ。その点から申しますと、今度の経済五年計画は、見方によりますれば、国土の総合開発をするというところの一翼でございますが、その点から申しまして、この五年計画におきましては、ただいま御指摘の第三案というものは一番重要な点だと存じまして、各産業別、各地方別等について計画を立てるということになりま

すれば、自然都市と農村との関係、こ

ういふふうなことが織り込まれていか

なければならぬということに相なりま

すから、全国総合的に五年計画を

立てますにつきましては、御指摘のこ

の第三案はこれを実行していきたい、

こ

う存じておるわけでありま

す。

○北山委員 そういふ考え方に立つと、今度国会に提案されました首都圏整備法案、それなんかはやはり国土開発の中の一環として、この委員会で審議する方が適当じゃないかというふう

に思ふのですが、首都圏整備法案につ

う意味でございます。そういうふうな誤解も非常にございますが、一方先ほど北山委員のおっしゃいましたように、国土の総面積については正確な資料がないということとを裏づける証拠でございます。

○門司委員 ちょうどこのころは、アメリカから来て盛んに調査して行った時期だと思ふ。だから、向うさんが調べたものが確かで、向うさんが調査したものを持っていつて、向うで発表したように考えられる。実に心細い話であつて、自分の国が外国から先に調査されて、日本の地籍が外国にあるというところはあり得ないことだと思ふのです。しかし事実あるとすればやむを得ない。

資料についてはそれだけにしておきますが、この場合大臣に聞いておきたいと思ふことは、今この国土開発に関連した法律が実はたくさん出ております。国土総合開発の法律であるとか、あるいは調査法であるとか、離島振興法であるとか、北海道開発に関する法律であるとか、いろいろのものがあつた。この法律をずっと読んでみますと、似たり寄つたりのことが書いてある。従つてこれを実施すると、役所が重なり合つてしまつて、だれが責任者か、しまいにわからぬようなことになる。だから、もう少しこれを整理して一本にして、国土開発なら国土開発の法律にまとめて、その中の調査をどうするかという、一つのはっきりした法律にしていく必要があるのじゃないかというように考えるのですが、この点に対する大臣の考えはございますか。

○高橋国務大臣 私、法律のことは

まるでしろうとでありませうけれども、よくいろいろ研究してみると、そういう点があるようでございます。これはやはり法律を単一化していかなければならない、こういうふう存じておるわけでありませうから、よく検討したいと思ひます。

○門司委員 私はこの問題は、急速に案を立てて一本にしていく必要が実はあると思ふのです。もし大臣にそういうお考えがあらますれば、次の国会あたりにでも、何かお考えになつてお出しになる御意思はございませうか。

○高橋国務大臣 十分検討いたして、相なるべく早くこれは結論を得たいと存じております。

○門司委員 その次に聞いておきたいと思ひますことは、国土開発に對していろいろの意見もございませうが、問題は、非常に計画の功を急がれるというか、私は五カ年計画とか十カ年計画というふうなことで、国土開発ができることは考えておりませう。それから同時に、調査が完了するとも考えておりませう。だから、むしろ国はこういう法律はできるだけ一本にまとめて、はつきりした所管を置いて、将来は各省にあるいは仕事の関係で分断されるかもしれないが、しかし、少くとも調査機関というものは一つの責任ある省でまとめて、あるいは省とまでいふかなくとも、一つの役所をまとめて、そうして相当の期間をかけてやるというはつきりしたものにしたい。今このように五カ年計画であれもやろう、これもやろうでは、調査はとてでもできつこない。一体何をやるかというのですか。地籍さえはつきりしていない

のに、何をやるかというのですか。何やれないと思ふ。だから、少くとも国土の調査をするのなら、国土の調査を三年でも五年でもかかつてやつたらいいじゃないか。私はそういう計画性がなければ、てんやわんやになつて、これはめっちゃくちゃだと思ふのです。だから、そういうはつきりした意思があれば立てられると思ふのですが、大臣の考え方はどうなんでしょうか。

○高橋国務大臣 経済五カ年計画とか、あるいは六カ年計画を立てておりますが、これはそのめどを立てるだけでありませう。しかしながら、国土の調査というふうなことにつきましては、開発する前に十分調査すること、これが最も必要だと私は存じておりまして、その調査の基礎となるべき基本的な調査をさえてきてないということは、まことに遺憾だと存するわけでありませう。と、これをやるわけについては非常に莫大な金がかかる、というわけでありませうから、これをいかにして予算の許す範囲において実績を上げるかというのを考えておるわけでありませう。それにつきましては、そういうふうな仕事こそ、政党政派を超越して、長い目で見て計画を立てていく、こういうことが必要だと存じておるわけでありませう。

○門司委員 その次に聞いておきたいと思ひますことは、国土開発に對する一つの順序と方法であります。これについて開発庁は何かお考えになつておることとがございませう。今は総合的にいろいろのことを言われておりますが、総合的にいろいろのことを言われたい、とてでもできない。問題は、先ほど北山君も言いましたように、開

発法に、都市及び農村の規模及び配置の調整など書いてありますが、こんなものが一体できようとは、たれも考へておりませう。こんなものは、やろうといつてもやれませうか。こんなことをやるうとするには、ほんとうに地籍が十分にわかり、あるいは水利なら水利が十分にわかり、あるいは資源なら資源が十分にわかつて、それに基く道路開闢その他ができれば、産業の計画性というものは考えられない。その上に立つて、初めて都市あるいは地方自治体のあり方というもの、どうあつていふべきかという、いわゆる人為的な配合が出てくると思ふ。

そういう計画性のないときに、ただ、ここに書いてありますような都市及び農村の規模をどうするか、あるいはこれをどう配置するかというふうなことは、これはとんでもないことであつて、これをやるうといつてもできはしません。何でやろうというのですか。自由経済の資本主義の社会のもので、野放しにしておいて、調査も十分にやらすにおいて、この町村はこういう規模でやるといふても、できつこない。これをやるうとするならば、はつきりしたものがあつて、こういう町村はこの規模で成り立つていく、この自治体はこれでやっていくというめどがなければ、これはやれぬと思ふ。だから、この機会にお聞きをしておきませう。これは、国土開発に對する一つの順序です。いわゆる水利を先に考えるのか、あるいは道路を先に考えるのか。何を先に調査するか、どういう順序で、どういう形でやられるかということの構想でもあるなら、この際発表しておいていただきたいと思います。

○廣川委員長 門司君にお伺ひいたします。言葉の中では開発庁に質問のようでありませうが、目は高橋国務大臣に向けているようです。どつちに御質問ですか。

○門司委員 高橋さんです。あとで向うの方に聞きます。

○高橋国務大臣 これを實行いたしますにつきましては、まず調査をいたしまして、基本的な数字、基本的な実態を把握するといふことが必要でありませうが、その前に一応計画といふものは立てておく必要がある。これがいわゆる経済六カ年計画でありまして、この計画に沿うように今後調査をいたして、その調査の実績によつて実行に移したい、こう存するのであります。

○門司委員 今お話の経済五カ年計画と国土開発計画の関係ですが、今の大臣の御答弁を聞いておきますと、どうしても私も納得するわけに参りませう。それで、国土開発の正力さんにお聞きをしておきたいと思ひます。今の経済企画庁の考え方は、しばしば五カ年計画、五カ年計画と言われておりますが、この五カ年計画に基いて一体国土の開発といふものがどの程度にやれるものであるか。これは私は今のところでは何方で相談でもしなければ、とても満足なものはないと思ふのですが、それを受けて立つだけの国土開発の用意がございませうか。

○高橋国務大臣 これは私からお答へしますが、経済五カ年計画といふものからいたしまして、その中には当然国土の総合開発といふものを、総合的に検討することが入つてゐるわけでありませう。当然これは五カ年計画の中に、

そうすると、食糧計画はどうなるんですか。〔幾らかは違うんだ〕と呼ぶ者あり〕幾らかどころじゃない。わかっていないんだ。これははっきり答弁し

少し度胸がなければだめだぞ。
○廣川委員長　門司君、どうぞ継続して下さい。

ことは、それも一つの方法でありましょうし、一つの形であります。しかし、少くとも国土開発というものは、

行われるかということとを、一応参考のために聞かしておいてもらいたい。

○高橋国務大臣 それはこの根本にお

るという態度をお示しになって、そうして地方自治体の協力を求めるという立場に立つのか。この法律にあるよう

に、地方の自治体が主体になって、そこにだけやろうというような考え方は、私はいけないと思う。国がはつきりした立場に立って、地方の協力を求めようというお考えになるのか、それをもう一度聞かしておいてもらいたい。

○高橋国務大臣 これは当然国家の責任におきまして全面的に考えて、そうして地方々々に指導し、これを助成して、実行に移すべきものだと思います。

○廣川委員長 ほかに高橋国務大臣に対する質疑があれば、一応高橋大臣に対する質疑は終り、次会より議案の内容についての質疑を行うこととしたしまして、本日はこの程度にいたしたいと思ひます。

次会は二十三日金曜日、午後一時より開会することにしたし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十七分散会